

【お知らせ】

奈良県特定不妊治療費助成制度改正のご案内

本事業における保険適用の案内が、厚生労働省よりありました。令和4年3月31日以前に治療を開始し、令和4年4月1日以降も治療が続いておられる方に対して、移行期に支障が生じないようにすることを目的としています。

奈良県 HP

内容は以下のとおりです。



- 治療開始日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了した方を対象とします。**

「治療開始日」とは

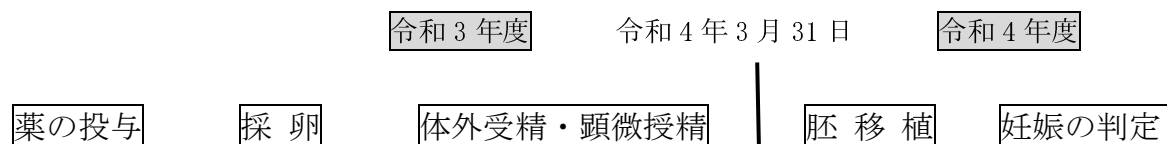
採卵準備のための「薬の投与」の開始等の日をいいます。

「1回の治療」とは、

採卵準備のための「薬の投与」の開始等から、「妊娠の判定」等に至るまでの特定不妊治療の実施の一連の過程をいいます。

- ※C（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施）の治療ステージである場合については、移植準備のための「薬の投与」の開始が令和4年4月1日以降であっても、令和4年3月31日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植である場合には、対象とします。

《例》年度をまたぐ（3月から4月）治療のイメージ



〔令和4年3月31日以前に治療開始（薬の投与）し、体外受精を実施。
令和4年4月1日以降に移植を行い、妊娠の判定を行った。〕

◎年齢制限、助成回数算定の考え方、助成金額等は現行制度（不妊に悩む方への特定支援事業）と同じです。

◎提出書類はパンフレット掲載の一覧から原則、変更はありません。